

令和五年文部科学省令第三十九号

日本語教育の適正かつ確実な実施を図るための日本語教育機関の認定等に関する法律
施行規則

日本語教育機関の適正かつ確実な実施を図るために、日本語教育機関の認定等に関する法律（令和五年法律第四十一号）及び日本語教育の適正かつ確実な実施を図るために、日本語教育機関の認定等に関する法律施行令（令和五年政令第三百二十七号）の規定に基づき、並びに同法を実施するため、日本語教育の適正かつ確実な実施を図るために、日本語教育機関の認定等に関する法律施行規則を次のように定める。

目次

第一章 認定日本語教育機関の認定（第一条）
第二章 認定日本語教育機関の教員の資格（第十三条）
第一節 登録日本語教員（第十四条—第二十一条）
第二節 日本語教員試験（第二十一条—第二十二条）
第三節 実践研修（第二十八条—第三十二条）
第四節 指定試験機関（第三十三条—第四十一条）
第五節 登録実践研修機関（第四十九条—第六十五条）
第六節 登録日本語教員養成機関（第六十六条—第七十四条）
第七節 雜則（第七十五条）
附則 第一章 認定日本語教育機関の認定（認定の申請）
第一条 日本語教育の適正かつ確実な実施を図るために、日本語教育機関の認定等に関する法律（以下「法」という）。第二条第二項の文部科学省令で定める書類は、次のとおりとする。ただし、設置者が同条第三項第一号イに掲げるもの（国及び地方公共団体を除く。）である場合には第一号イ及び第二号から第五号までに掲げる書類を、国又は地方公共団体である場合には第一号及び第三号から第五号までに掲げる書類を除く。
一 設置者が法人である場合には、次に掲げる書類

イ 法人の定款又は寄附行為及び登記事項証明書

四 口 役員の氏名及び経歴を記載した書類

二 設置者が個人である場合には、その住民票の写し及び履歴書

三 設置者の資産及び負債の状況を示す書類

四 事業計画並びに経費の見積り及び維持方法に関する書類

五 認定（法第二条第一項の認定をいう。以下同じ。）に係る日本語教育課程（法第一条に規定する日本語教育課程をいう。以下同じ。）

六 教員及び職員の体制並びに校長（副校长を置く日本語教育機関（法第一条に規定する日本語教育機関をいう。以下同じ。）にあっては、その副校長を含む。第三項において同じ。）、教員、事務を統括する職員及び留学のための課程（認定日本語教育機関認定基準（令和五年文部科学省令第四十号）第二条第一項に規定する留学のための課程をいう。以下同じ。）を置く日本語教育機関にあっては生活指導担当者）

七 校地、校舎その他直接日本語教育（法第一条に規定する日本語教育をいう。以下同じ。）の用に供する土地及び建物（第五条において「校地校舎等」という。）の概要を記載した書類及び図面並びに当該土地及び建物の登記事項証明書その他の当該土地及び建物に関する権利関係を示す書類

八 設備の概要を記載した書類

九 日本語教育課程の内容及び修了要件並びに学習の評価方法を記載した書類

十 教材の一覧表

十一 入学者の募集及び選考に関する書類

十二 生徒の学習上及び生活上の支援のための体制の概要を記載した書類

十三 その他の文部科学大臣が必要と認める書類（以下「法」という。）

（以下「法」という。）第二条第二項の文部科学省令で定める書類は、次のとおりとする。ただし、設置者が同条第三項第一号イに掲げるもの（国及び地方公共団体を除く。）である場合には第一号イ及び第二号から第五号までに掲げる書類を、国又は地方公共団体である場合には第一号及び第三号から第五号までに掲げる書類を除く。

一 設置者が法人である場合には、次に掲げる書類を、国又は地方公共団体である場合には第一号及び第三号から第五号までに掲げる書類を除く。

二 校長

三 教員の体制

四 事務を統括する職員

五 校地及び校舎

六 日本語教育課程の目的、目標、概要及び収容定員数

七 授業料その他の日本語教育機関が徴収する費用

八 生活指導担当者

九 学則

十 学則

十一 日本語教育課程の修業期間、学期及び授業を行わない日に関する事項

十二 教育課程及び授業日時数に関する事項

十三 学習の評価及び日本語教育課程修了の要件に関する事項

十四 収容定員に関する事項

十五 教員及び職員の体制に関する事項

十六 入学、退学、転学、休学及び卒業に関する事項

十七 寄宿舎を置く場合には、寄宿舎に関する事項

十八 健康診断に関する事項

十九 寄宿舎を置く場合には、寄宿舎に関する事項

二十 健康診断に関する事項

二十一 教材の公表

二十二 認定の公表

二十三 認定を受けた日本語教育機関の設置者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二十四 認定を受けた日本語教育機関の名称及び所在地

二十五 認定を受けた日本語教育機関の基本理念、目的及び目標

二十六 認定を受けた日本語教育機関の概要

二十七 授業料その他の認定を受けた日本語教育機関が徴収する費用

二十八 生徒の学習上及び生活上の支援のための体制の概要

一 認定日本語教育機関（法第二条第一項に規定する認定日本語教育機関をいう。以下同じ。）の設置者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二 認定日本語教育機関の名称及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

三 日本語教育課程の授業科目及びその内容

四 授業料その他の認定日本語教育機関が徴収する費用

五 認定日本語教育機関は、法第三条第一項の規定による情報の公表を行うに当たっては、当該情報について、当該認定日本語教育機関を他の認定日本語教育機関と混同するおそれのある表示その他の誤解を生じさせる表示又は虚偽の表示をしてはならない。

六 学則

七 認定日本語教育機関は、法第五条第一項の文部科学省令で定めるものは、次のとおりとする。

八 生徒、教員又は職員の募集の広告又は文書認定日本語教育機関の広告

九 宣伝用物品

十 認定日本語教育機関の校地校舎等の閲覧に供する情報

十一 認定日本語教育機関は、認定に係る日本語教育課程の実施その他の法に基づく業務以外の業務について、認定を受けたものと誤解を生じさせることのない表示をしてはならない。

十二 認定日本語教育機関の名称及び所在地の届出（変更の届出）

十三 認定日本語教育機関の規定期による変更の届出（変更の届出）

十四 認定期の年月日

十五 認定を受けた日本語教育機関の設置者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

十六 認定日本語教育機関の名称及び所在地

十七 認定日本語教育機関の基本理念、目的及び目標

十八 認定日本語教育機関の概要

十九 授業料その他の認定を受けた日本語教育機関が徴収する費用

二十 生徒の学習上及び生活上の支援のための体制の概要

二十一 認定日本語教育機関の名称及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二十二 認定期の年月日

二十三 認定日本語教育機関の設置者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

二十四 認定日本語教育機関の名称及び所在地

二十五 認定日本語教育機関の基本理念、目的及び目標

二十六 認定日本語教育機関の概要

二十七 授業料その他の認定を受けた日本語教育機関が徴収する費用

二十八 生徒の学習上及び生活上の支援のための体制の概要

二十九 認定日本語教育機関の名称及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

三十 認定期の年月日

三十一 認定日本語教育機関の設置者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

三十二 認定日本語教育機関の名称及び所在地

三十三 認定日本語教育機関の基本理念、目的及び目標

三十四 認定日本語教育機関の概要

三十五 授業料その他の認定を受けた日本語教育機関が徴収する費用

三十六 生徒の学習上及び生活上の支援のための体制の概要

三十七 認定日本語教育機関の名称及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

三十八 認定期の年月日

三十九 認定日本語教育機関の設置者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

四十 認定日本語教育機関の名称及び所在地

四十一 認定日本語教育機関の基本理念、目的及び目標

四十二 認定日本語教育機関の概要

四十三 授業料その他の認定を受けた日本語教育機関が徴収する費用

四十四 生徒の学習上及び生活上の支援のための体制の概要

四十五 認定日本語教育機関の名称及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

四十六 認定期の年月日

四十七 認定日本語教育機関の設置者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

四十八 認定日本語教育機関の名称及び所在地

四十九 認定日本語教育機関の基本理念、目的及び目標

五十 認定日本語教育機関の概要

五一 認定日本語教育機関の名称及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

五二 認定期の年月日

五三 認定日本語教育機関の設置者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

五四 認定日本語教育機関の名称及び所在地

五五 認定日本語教育機関の基本理念、目的及び目標

五六 認定日本語教育機関の概要

五七 認定日本語教育機関の名称及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

五八 認定期の年月日

五九 認定日本語教育機関の設置者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

六〇 認定日本語教育機関の名称及び所在地

六一 認定日本語教育機関の基本理念、目的及び目標

六二 認定日本語教育機関の概要

六三 認定日本語教育機関の名称及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

六四 認定期の年月日

六五 認定日本語教育機関の設置者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

六六 認定日本語教育機関の名称及び所在地

六七 認定日本語教育機関の基本理念、目的及び目標

六八 認定日本語教育機関の概要

六九 認定日本語教育機関の名称及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

七〇 認定期の年月日

七一 認定日本語教育機関の設置者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

七二 認定日本語教育機関の名称及び所在地

七三 認定日本語教育機関の基本理念、目的及び目標

七四 認定日本語教育機関の概要

七五 認定日本語教育機関の名称及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

七六 認定期の年月日

七七 認定日本語教育機関の設置者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

七八 認定日本語教育機関の名称及び所在地

七九 認定日本語教育機関の基本理念、目的及び目標

八〇 認定日本語教育機関の概要

八一 認定日本語教育機関の名称及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

八二 認定期の年月日

八三 認定日本語教育機関の設置者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

八四 認定日本語教育機関の名称及び所在地

八五 認定日本語教育機関の基本理念、目的及び目標

八六 認定日本語教育機関の概要

八七 認定日本語教育機関の名称及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

八八 認定期の年月日

八九 認定日本語教育機関の設置者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

九〇 認定日本語教育機関の名称及び所在地

九一 認定日本語教育機関の基本理念、目的及び目標

九二 認定日本語教育機関の概要

九三 認定日本語教育機関の名称及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

九四 認定期の年月日

九五 認定日本語教育機関の設置者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

九六 認定日本語教育機関の名称及び所在地

九七 認定日本語教育機関の基本理念、目的及び目標

九八 認定日本語教育機関の概要

九九 認定日本語教育機関の名称及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

一〇〇 認定期の年月日

一〇一 認定日本語教育機関の設置者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

一〇二 認定日本語教育機関の名称及び所在地

一〇三 認定日本語教育機関の基本理念、目的及び目標

一〇四 認定日本語教育機関の概要

一〇五 認定日本語教育機関の名称及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

一〇六 認定期の年月日

一〇七 認定日本語教育機関の設置者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

一〇八 認定日本語教育機関の名称及び所在地

一〇九 認定日本語教育機関の基本理念、目的及び目標

一一〇 認定日本語教育機関の概要

一一一 認定日本語教育機関の名称及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

一一二 認定期の年月日

一一二 認定日本語教育機関の設置者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

一三四 認定日本語教育機関の名称及び所在地

一四五 認定日本語教育機関の基本理念、目的及び目標

一四五 認定日本語教育機関の概要

一五六 認定日本語教育機関の名称及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

一五六 認定期の年月日

一五六 認定日本語教育機関の設置者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

一五六 認定日本語教育機関の名称及び所在地

一五六 認定日本語教育機関の基本理念、目的及び目標

一五六 認定日本語教育機関の概要

一五六 認定日本語教育機関の名称及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

一五六 認定期の年月日

一五六 認定日本語教育機関の設置者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

一五六 認定日本語教育機関の名称及び所在地

一五六 認定日本語教育機関の基本理念、目的及び目標

一五六 認定日本語教育機関の概要

一五六 認定日本語教育機関の名称及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

一五六 認定期の年月日

一五六 認定日本語教育機関の設置者の氏名及び住所（法人にあっては、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）

一五六 認定日本語教育機関の名称及び所在地

一五六 認定日本語教育機関の基本理念、目的及び目標

更に係る変更の届出以外の届出にあつては、第一項の届出書には、第一条第一項各号に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類を添付しなければならない。

第七条 認定日本語教育機関は、法第八条第一項に規定する点検及び評価を行うに当たっては、毎年一回以上、適当な体制を整えて行わなければならぬ。

一 認定日本語教育機関の目的及び目標の達成状況に関すること。

二 教員及び職員の組織運営に関すること。

三 施設及び設備に関すること。

四 日本語教育課程の編成及び実施に関すること。

五 卒業の認定及び学習の成果に関すること。

六 生徒への学習上及び生活上の支援に関すること。

七 教育活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること。

八 財務に関すること。

(第三者評価)

第八条 認定日本語教育機関は、その教育水準の向上に資するため、法第八条第一項の点検及び評価に加え、当該認定日本語教育機関における日本語教育の実施状況について、定期的に、日本語教育について相当の知見を有する第三者による評価を受け、その結果を公表するよう努めなければならない。

(定期報告)

第九条 法第九条第一項の報告は、毎年六月三十日までに、次に掲げる事項(留学のための課程を置かない認定日本語教育機関にあっては、第九号に掲げる事項を除く。)を記載した報告書

一 設置者が法第二条第三項第一号ロに掲げるものである場合には、その收支並びに資産及び負債の状況

二 教員及び職員の体制の整備状況

三 施設及び設備の整備状況

四 日本語教育課程の編成、使用教材及び担当教員の状況

五 生徒の学習上及び生活上の支援の実施状況

六 入学者の数及び在学する生徒の数

七 生徒の授業への出席率

更に係る変更の届出以外の届出にあつては、第一項の届出書には、第一条第一項各号に掲げる書類のうち当該変更事項に係る書類を添付しなければならない。

第七条 認定日本語教育機関は、法第八条第一項に規定する点検及び評価を行ふに当たつては、毎年一回以上、適当な体制を整えて行わなければならぬ。(点検及び評価)

一 認定日本語教育機関の目的及び目標の達成状況に関すること。

二 教員及び職員の組織運営に関すること。

三 施設及び設備に関すること。

四 日本語教育課程の編成及び実施に関すること。

五 卒業の認定及び学習の成果に関すること。

六 生徒への学習上及び生活上の支援に関すること。

七 教育活動等の改善を継続的に行う仕組みに関すること。

八 財務に関すること。

(第三者評価)

第八条 認定日本語教育機関は、その教育水準の向上に資するため、法第八条第一項の点検及び評価に加え、当該認定日本語教育機関における日本語教育の実施状況について、定期的に、日本語教育について相当の知見を有する第三者による評価を受け、その結果を公表するよう努めなければならない。

(定期報告)

第九条 法第九条第一項の報告は、毎年六月三十日までに、次に掲げる事項(留学のための課程を置かない認定日本語教育機関にあっては、第九号に掲げる事項を除く。)を記載した報告書

一 設置者が法第二条第三項第一号ロに掲げるものである場合には、その收支並びに資産及び負債の状況

二 教員及び職員の体制の整備状況

三 施設及び設備の整備状況

四 日本語教育課程の編成、使用教材及び担当教員の状況

五 生徒の学習上及び生活上の支援の実施状況

六 入学者の数及び在学する生徒の数

七 生徒の授業への出席率

八 卒業した者の数並びに退学した者の数及び職の状況

九 進学者の数、就職者の数その他進学及び就職の状況

十 学習の成果(卒業時における生徒の日本語を理解し、使用する能力を習得した者の数)

(帳簿の記載事項等)

第十条 法第十条の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。(留学のための課程を置かない認定日本語教育機関にあっては、第七号に掲げる事項を除く。)

一 日本語教育課程の日課、教材一覧及び日ごとの活動状況

二 教員及び職員の氏名、履歴、出勤状況並びに担当学級又は担当の授業科目及び時間表

三 生徒の学習の状況の記録及び出席状況

四 入学者の募集、選考及び成績考查に関する事項

五 生徒の学習上及び生活上の支援の実施状況

六 資産、出納及び経費の予算決算並びに図書、機械器具その他の教具の目録に関する事項

七 生徒の健康の状況、医師その他の生徒の健康の保持増進に従事する者の勤務状況及び生徒の健康診断の実施状況

八 教員及び職員の氏名、履歴、出勤状況並びに担当学級又は担当の授業科目及び時間表

九 生徒の学習の状況の記録のうち入学、卒業等の学籍に関するものについては、その保存期間は、記載の日から五年間保存しなければならない。ただし、前項第三号の生徒の学習の状況の記録のうち入学、卒業等の学籍に関するものについては、その保存期間は、記載の日から二十年間とする。

(廃止の届出)

第十二条 法第十三条第一項の規定による廃止の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書によつてしまねばならない。

一 廃止しようとする認定日本語教育機関の名称及び所在地

二 廃止しようとする年月日

三 廃止しようとする理由

(法務大臣との協議等)

第十三条 次に掲げる場合には、文部科学大臣は、あらかじめ、法務大臣に協議するものとする。

一 留学のための課程を置く日本語教育機関にあっては、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する国籍等。(以下同じ。)

二 登録日本語教員試験(法第十七条第一項に規定する日本語教員試験をいう。以下同じ。)に合格した年月日及び合格証書の番号

二 留学のための課程を置く認定日本語教育機関について、法第十四条第二項の規定により認定を取り消すとき。

文部科学大臣は、法第六条第一項の規定による変更の届出のうち、留学のための課程の新設、廃止又は収容定員数の変更に係るものがあつたときは、遅滞なく、その旨を法務大臣に通知するものとする。

文部科学大臣は、留学のための課程を置く認定日本語教育機関に係る法第十三条第一項の規定による廃止の届出があつたときは、遅滞なく、その旨を法務大臣に通知するものとする。

(住民基本台帳法第七条第五号に掲げる事項(出入国管理及び難民認定法(昭和二十六年政令第三百十九号)第十九条の三に規定する中長期在留者(第十八条において「中長期在留者」という。)及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成三年法律第七十一号)に定める特別永住者(第十八条において「特別永住者」という。)について、住民基本台帳法第三十条の四十五に規定する国籍等)を記載したものに限る。第十七条第一項及び第二十七条第四項において同じ。)(出入国管理及び難民認定法第十九条の三各号に掲げる者については、旅券その他の身分を証する書類の写し。第十七条第一項及び第二十七条第四項において同じ。)

二 日本語教員試験の合格証書の写し

三 実践研修の修了証書の写し(法第十七条第三項の規定の適用を受けようとする者については、修了証書の写しに代えて、次条の要件に該当することを証する書類)

二 日本語教員試験の合格証書の写し

三 実践研修の修了証書の写し(法第十七条第三項の規定の適用を受けようとする者については、修了証書の写しに代えて、次条の要件に該当することを証する書類)

(実践研修を修了した者と同等以上の技術を有する者)

第十五条 法第十七条第三項の文部科学省令で定める要件は、外国の大学(これに準ずる教育機関を含む。以下同じ。)であつて文部科学大臣が別に指定するものが実施する、日本語教育機関において日本語教育を行うために必要な実践的な技術を習得するための研修を修了した者であることとする。

(登録日本語教員登録簿の記載事項)

第十六条 法第十七条第四項の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 氏名

二 生年月日

三 本籍地都道府県名(日本の国籍を有しない者にあっては、住民基本台帳法(昭和四十二年法律第八十一号)第三十条の四十五に規定する国籍等。(以下同じ。))

四 登録番号及び登録年月日

五 日本語教員試験の合格の年月日及び合格証書の番号

に当該手数料の額に相当する額の収入印紙を貼ることにより、登録実践研修機関に納付する場合には研修事務規程（法第四十九条第一項に規定する研修事務規程をいう。第五十五条第一項において同じ。）で定めるところにより納付しなければならない。

第三十二条 文部科学大臣は、実践研修を修了した者に対し、様式第一により作成した修了証書を交付するものとする。

第三十三条 指定試験機関は、法第二十八条第二項の規定により法第二十四条に規定する文部科学大臣の職権を行ったときは、遅滞なく、次に掲げる事項を記載した報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一 処分の内容及び年月日
二 不正行為に關係ある者の本籍地都道府県名、住所、氏名及び生年月日
三 不正行為のあつた試験の種別及び年月日
四 不正行為の内容
五 その他参考となる事項
(指定の申請)

第三十四条 法第二十九条第二項の文部科学省令で定める書類は、次のとおりとする。

一 定款及び登記事項証明書
二 試験事務の実施に関する計画を記載した書類

三 申請の日の属する事業年度の直前の事業年度の貸借対照表及び当該事業年度末の財産目録

四 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度における事業計画書及び收支予算書

五 役員の氏名及び経歴を記載した書類

六 現行に行っている業務の概要を記載した書類

七 法第二十九条第二号の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 試験事務を行おうとする主たる事務所の名称及び所在地
二 試験事務を開始しようとする年月日
三 選任を受けた者の名称、代表者の氏名及び定める事項は、次のとおりとする。

一 指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
二 指定をした年月日

三 選任し、又は変更した年月日
(試験事務規程の認可の申請)

第三十五条 法第二十九条第五項の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 指定を受けた者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
二 指定をした年月日

三 選任し、又は変更した年月日
(試験事務規程の認可の申請)

第四十条 指定試験機関は、法第三十四条第一項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した届出書によつて行わなければならぬ。

一 選任した試験委員の氏名及び経歴又は変更した試験委員の氏名
二 選任又は変更の理由

三 試験年月日
二 試験地
三 受験者の受験番号、氏名、生年月日、本籍地都道府県名、住所並びに基礎試験及び日本語教員試験の合否の別
四 試験科目ごとの成績
五 基礎試験又は日本語教員試験に合格した者については、基礎試験合格証明書又は合格証書の番号

第四十一条 法第三十四条第二項の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 試験事務の実施の方法に関する事項
二 受験手数料の収納の方法に関する事項
三 試験事務に関して知り得た秘密の保持に関する事項
四 試験事務に関する帳簿及び書類の保存に関する事項
五 その他試験事務の実施に関する必要な事項
(事業計画等の認可の申請)

第四十二条 指定試験機関は、法第三十五条第一項前段の認可を受けようとするときは、その旨を記載した申請書に事業計画書及び收支予算書を添えて、これを文部科学大臣に提出しなければならない。

一 指定試験機関は、法第三十五条第一項後段の認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

二 変更の内容及び理由
三 変更の年月日
(試験事務規程の記載事項)

第四十三条 法第三十五条第二項の文部科学省令で定める要件は、次の各号のいずれかに該当する者であることをとする。

一 大学（学校教育法 昭和二十二年法律第十六号）第一条に規定する大学をいう。（以下同じ。）（外国において日本語教育若しくは試験に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあつた者）

二 日本語教育又は試験に関する科目的研究により博士の学位（外国において授与されたことと同じ。）（外国の大学を含む。）において日本語教育若しくは試験に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、又はあつた者）

三 認定日本語教育機関において五年以上日本語教育課程を担当した経験を有する者

四 日本語教育を行うために必要な知識及び技能を有するかどうかを判定する試験又は日本語を理解し、使用する能力を有するかどうかを判定する試験に関する業務に五年以上従事した経験を有する者

(試験委員の選任等の届出)

第三十九条 法第三十二条第三項の規定による試験委員の選任及び変更の届出は、次に掲げる事項を記載した届出書によつて行わなければならぬ。

一 選任した試験委員の氏名及び経歴又は変更した試験委員の氏名
二 選任又は変更の理由

三 試験年月日
二 試験地
三 受験者の受験番号、氏名、生年月日、本籍地都道府県名、住所並びに基礎試験及び日本語教員試験の合否の別
四 試験科目ごとの成績
五 基礎試験又は日本語教員試験に合格した者については、基礎試験合格証明書又は合格証書の番号

第四十四条 法第三十六条の文部科学省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 試験年月日
二 試験地
三 受験者の受験番号、氏名、生年月日、本籍地都道府県名、住所並びに基礎試験及び日本語教員試験の合否の別
四 試験科目ごとの成績
五 基礎試験又は日本語教員試験に合格した者については、基礎試験合格証明書又は合格証書の番号

第四十五条 指定試験機関は、試験事務を実施したときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一 変更の内容及び理由
二 変更の年月日
(試験結果の報告)

第四十六条 指定試験機関は、試験事務を実施したときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。

一 変更の内容及び理由
二 変更の年月日
(試験結果の報告)

第四十七条 指定試験機関は、法第三十九条第一項の許可を受けて試験事務の全部若しくは一部を廃止したとき、法第四十条第一項若しくは第二項の規定により指定期を取り消されたとき又は法第四十一条第一項の規定により文部科学大臣が試験事務の全部若しくは一部を自ら行うときは、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 試験事務を文部科学大臣に引き継ぐこと。
二 試験事務に関する帳簿及び書類を文部科学大臣に引き継ぐこと。

第四十八条 文部科学大臣は、法第四十一条第一項の規定により行つてゐる試験事務を行わない

三 試験事務の開始の年月日
(変更の届出)

四 記載した申請書に試験事務規程を添えて、これ

を文部科学大臣に提出しなければならない。

五 法第三十六条の帳簿は、試験事務を廃止する認可を受けようとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を文部科学大臣に提出しなければならない。

六 基礎試験又は日本語教員試験に合格した者

について、合格年月日

法第三十六条の帳簿は、試験事務を廃止するまで保存しなければならない。

七 指定試験機関は、試験事務を実施したときは、遅滞なく次に掲げる事項を記載した報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。

八 報告書を文部科学大臣に提出しなければならない。

(試験結果の報告)

様式第二（第七十二条関係）

「認定日本語教育機関、出入国管理及び難民認定法第七条第一項第一号の基準を定める省令本則の表法別表第一の四の表の留学の項の下欄に掲げる活動の項の下欄第五号イに規定する告示日本語教育機関、大学又は文部科学大臣が別に指定する日本語教育機関」とする。

4

令和十一年三月三十一日までの間、第六十八条の規定の適用については、同条第二号中「登録日本語教員の登録を受け」とあるのは、「登録日本語教員の登録を受け、又は法附則第二条の規定により読み替えて適用する法第七条の文部科学省令で定める資格若しくは実務経験を有し」とする。

附 則（令和六年四月二六日文部科学省）

令第一八号

この省令は、令和六年四月二十六日から施行する。

様式第一（第三十二条関係）

(様式第一 (第三十二条関係))

実践研修了証書
第 一 号
(氏名)
年 月 日生
本籍地又は国籍等 (都道府県名又は国名等)
住 所
上記の者は日本語教育者の認定法第一項第一号の基準を定める告示(令和五年法附則第一号)に規定する実践研修を終了したことを証明する。
実践研修の修了年月日 年 月 日
(登録実践研修機関の登録番号)
(実践研修の実施者の氏名 (法人にあっては、名称及びその代表者の氏名))
備考
一 (登録料金を支払額欄) には、電子データの登録料金額を記入する。 二 (登録料金の納付年月日欄) には、登録料金の納付年月日を記入する。 三 (登録実践研修機関の登録番号) には、実践研修を実施した登録実践研修機関の登録番号を記入する。 四 (実践研修の実施者の氏名 (法人にあっては、名称及びその代表者の氏名)) には、実践研修を実施した登録実践研修機関の登録番号 (法人にあっては、名称及びその代表者の氏名) と文部科学大臣が実践研修を実施した場合に登録した登録番号を記入する。 五 (登録料金を支払額欄) には、登録料金の実績額と登録料金の未支払額を記入する。 六 (登録料金の納付年月日欄) には、登録料金の実績額と登録料金の未支払額の納付年月日を記入する。

(様式第二 (第七十二条関係))

実践講習修了証書
第 一 号
(氏名)
年 月 日生
本籍地又は国籍等 (都道府県名又は国名等)
住 所
上記の者は日本語教育者の認定法第一項第一号の基準を定める告示(令和五年法附則第一号)に規定する実践講習を終了したことを証明する。
実践講習の修了年月日 年 月 日
(登録日本語教育機関の登録番号)
(登録日本語教員の登録番号)
備考
一 (登録料金を支払額欄) には、電子データの登録料金額を記入する。 二 (登録料金の納付年月日欄) には、登録料金の納付年月日を記入する。 三 (登録日本語教育機関の登録番号) には、実践講習を実施した登録日本語教育機関の登録番号を記入する。 四 (登録日本語教員の登録番号) には、実践講習を実施した登録日本語教員の登録番号を記入する。